

学 則

①法人・団体の名称	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
②研修事業の名称	大阪府サービス管理責任者等研修
③開講目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、さらには、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。
④実施場所	大阪府内で確保した会場
⑤研修期間	【基礎研修】全体講義（1日間）演習（2日間）合計3日間【実践研修】全体講義（1日間）演習（2日間）合計3日間
⑥研修カリキュラム	大阪府サービス管理責任者等研修カリキュラムによる
⑦講師氏名及び担当科目	大阪府サービス管理責任者等研修講師一覧表による
⑧研修修了の認定方法 (補講対応含む)	全科目受講することを修了の条件とし修了証書を交付します。 10分以上の遅刻又は早退等により、講義又は演習の内容が十分修得されていないと認められる場合、もしくは、受講態度が著しく不良の場合は欠席とみなし、修了証書は交付しません。また、虚偽の内容の申込みをした場合は、修了証書発行後であっても、修了の取消し等の措置をとります。 ただし、やむを得ない事由による遅刻、早退等があった者については、大阪府サービス管理責任者等研修事業者指定要綱に基づき補講を行います。当研修事業者の研修日程内で実施できない場合（演習等）は、修了状況証明書を交付します。全科目の1/2相当の受講が認められない場合は欠席状況証明書を交付します。
⑨開講時期	【基礎研修】8月5日～12月23日にかけて開催 【実践研修】前期：6月24日～7月15日にかけて開催 後期：9月30日～10月21日にかけて開催
⑩受講資格	【基礎研修】 1 サービス管理責任者を配置しなければならない指定障がい福祉サービス事業所又は指定障がい者支援施設等において、サービス管理責任者として従事しようとする方であって、必要年数以上の実務経験を有する方 2 児童発達支援管理責任者を配置しなければならない指定障がい児通所支援事業所又は指定障がい児入所施設において、児童発達支援管理責任者として従事しようとする方であって、必要年数以上の実務経験を有する方 【実践研修】 1 サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程）修了以降、研修開始日前日（前期日程：6月23日、後期日程：9月29日）に相談支援業務及び直接支援業務の実務経験を2年以上満たしているもの
⑪受講手続	【基礎研修】 必要書類を記入・準備し、当法人ホームページより申込フォームへの入力をしてください。（予定） 【実践研修】 必要書類を記入・準備し、当法人へ郵送にてお申し込みください。
⑫受講料（補講料）及び 支払い方法	【基礎研修】受講料：26,000円（税込） 【実践研修】受講料：35,000円（税込） ※他の指定研修事業者にて欠席状況証明書の交付を受け当研修事業者に申込みをされた方も同様の受講料とします。 修了状況証明書の交付を受けた方及び補講を実施する方については補講料を1日毎に10,000円（税込）とします。ただし、演習は全日程一連で、10,000円（税込）とします。 期日までに、指定した口座へ振込みにてお支払いください。
⑬解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料及び補講料については、いかなる理由があっても返金しません。
⑭受講者の個人情報の取扱い	受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報は厳重に管理し、研修以外の目的で使用しません。 なお、修了者は修了者名簿に登載し、大阪府に提出します。
⑮補講の取扱い	第三者の証明に基づくやむを得ない事由による遅刻、早退等があった者について、大阪府サービス管理責任者等研修事業者指定要綱の範囲内で補講を実施します。 ・全科目の1/2相当を上回り受講した者にのみ実施します。 ・講義における補講については原則当研修事業者の指定場所及び指定日とします。 ・演習は全日程一連で行います。当研修事業者の研修日程内で振替ができる場合は補講とし、当研修事業者の研修日程内で振替ができない場合は、修了状況証明書を交付いたします。補講は修了状況証明書の交付日から翌年度末までの間に実施される各指定研修事業者（他の研修事業者含）の研修日程にて受講することができます。 ※ただし、研修カリキュラムが変更となった場合は、補講は認めず、再度の受講となります。
⑯科目免除の取扱い	科目免除は行いません。全科目受講を原則とします。
⑰受講中の事故等についての対応	不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。 受講生の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。
⑱苦情相談に関する連絡先	〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目5番50号 TEL 072-724-8167 FAX 072-724-8165
⑲研修に関する連絡先	〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目5番50号 TEL 072-724-8167 FAX 072-724-8165
⑳その他	本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、大阪府からの指定を受け、厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。